

松戸市地域防災計画

震 災 編

(令和3年度修正)

松戸市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針	1
1 計画の目的	1
2 震災対策の基本方針	1
3 計画の修正	2
第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
1 松戸市	3
2 千葉県	3
3 指定地方行政機関	4
4 自衛隊	7
5 指定公共機関	7
6 指定地方公共機関	9
7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	9
8 住民及び事業所等	12
第3節 地域の概要	14
1 社会環境	14
2 自然環境	14
第4節 災害の想定	16
1 地震動・液状化の想定	16
2 被害の概要	19
3 津波の想定	20
第5節 減災目標	21
1 減災目標	21
2 減災施策	21

第2章 災害予防計画

第1節 市・住民・事業所の防災活動推進計画	25
1 防災組織の整備	25
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	26
3 事業所防災体制の強化	27
4 防災訓練の充実	28
5 防災広報の充実	29
第2節 地盤災害予防計画	31
1 土砂災害の防止	31
2 液状化対策	32
3 地盤沈下防止	32
第3節 都市防災計画	33
1 出火防止	33
2 初期消火	34
3 延焼の拡大防止	35
4 建築物の不燃化	35
5 防災空間の整備・拡大	36
6 市街地の整備	36

7	建築物等の耐震化	37
第4節	防災体制の整備計画	39
1	防災施設等の整備	39
2	食料・飲料水等の備蓄	40
3	応急医療体制の整備	41
4	緊急輸送体制の整備	41
5	住宅対策体制の整備	42
6	ボランティア活動環境の整備	42
7	業務継続体制の充実	42
8	女性視点の防災体制の充実	43
第5節	避難体制整備計画	44
1	避難場所等の指定・整備	44
2	避難路の整備	45
3	避難体制の周知	45
第6節	通信施設整備計画	47
1	災害通信網の整備	47
2	非常通信体制の強化	47
3	多様な情報ツールの活用	48
第7節	要配慮者対策	49
1	避難行動要支援者に対する対応	49
2	福祉施設における防災対策	52
3	乳幼児や妊産婦に対する対策	52
4	外国人に対する対策	52
5	地域の実情に合わせた配慮	53
第8節	帰宅困難者等対策	54
1	一斉帰宅の抑制	54
2	帰宅困難者の安全確保	54
第9節	調査研究計画	56
第3章	災害応急対策計画	
第1節	災害応急活動体制	59
1	市職員の配備	59
2	市本部等の設置	62
3	災害対応拠点設置予定場所	71
第2節	災害救助法の適用	72
1	災害救助法の適用手続き	72
2	災害救助法による事務	73
第3節	情報の収集・伝達	75
1	通信の確保	75
2	情報収集	76
3	被害調査	79
4	情報のとりまとめ、報告	80
5	広報	83
6	報道機関への対応	85

7 住民相談	85
第4節 救助・救急・消火活動・水防活動	87
1 救助活動	87
2 救急活動	88
3 消火活動	88
4 水防活動	91
5 惨事ストレス対策	91
第5節 災害警備・防犯対策	92
1 災害警備	92
2 防犯対策	93
第6節 交通・輸送対策	94
1 緊急輸送道路・災害時重要路線の確保	94
2 緊急通行車両等の確認	96
3 運転者のとるべき措置	97
4 緊急輸送	97
第7節 避難対策	99
1 避難の指示等	99
2 自主避難	102
3 避難誘導	102
4 避難所の開設と運営	102
5 避難所等の閉鎖	105
6 在宅避難者の支援	105
7 広域避難	105
8 広域一時滞在	105
9 感染症対策	106
第8節 応急医療	108
1 医療救護体制	108
2 医療救護活動	109
3 被災者の健康管理	111
第9節 防疫・清掃・障害物の除去	113
1 防疫活動	113
2 保健活動	114
3 し尿の処理	114
4 ごみの処理	115
5 障害物の除去	115
6 がれき等の処理	116
7 動物対策	116
第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理	118
1 行方不明者の捜索	118
2 遺体の処理	118
3 遺体の埋火葬	119
第11節 生活支援	121
1 給水	121

2	食料の供給	123
3	生活必需品の供給	124
4	救援物資の受け入れ	125
5	物資集配拠点の運営	125
第12節	二次災害の防止	126
1	被災建築物の応急危険度判定	126
2	被災宅地の危険度判定	126
3	がけ地の危険防止	127
4	危険物施設等対策	127
5	放射性災害対策	127
第13節	災害派遣・応援要請	128
1	受援体制の確立	128
2	自衛隊の災害派遣要請・受入れ	129
3	自治体等への応援要請	131
4	消防の広域応援要請	133
5	水道・下水道事業者の相互応援	134
6	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	134
第14節	生活関連施設等の応急対策	135
1	上水道施設	135
2	下水道施設	135
3	電力施設	136
4	都市ガス施設	136
5	通信施設	137
6	郵便	137
7	道路・橋梁	138
8	鉄道	138
9	バス	139
10	河川	139
第15節	教育対策・保育対策	140
1	災害発生時の対応	140
2	避難所開設への対応	140
3	応急教育	141
4	応急保育	142
5	文化財の保護	142
第16節	建物対策	143
1	住家の被災調査・罹災証明	143
2	被災建築物の応急修理	144
3	応急仮設住宅の提供	144
4	空き家のあっせん	145
5	市管理建築物の応急対策	145
第17節	ボランティアへの対応	146
1	ボランティア活動の受入体制	146
2	ボランティア活動	147

第18節 要配慮者への対応	148
1 要配慮者の安全確保	148
2 福祉避難所等の開設	149
3 要配慮者の支援	149
4 社会福祉施設入所者等への支援	150
第19節 帰宅困難者・駅滞留者への対策	151
1 大規模集客施設、駅等における対応	151
2 帰宅困難者等の把握と情報提供	151
3 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	152
4 徒歩帰宅支援	152
第4章 災害復旧計画	
第1節 住民生活安定対策計画	155
1 税等の減免等	155
2 災害弔慰金の支給等	156
3 生活福祉資金の貸付け	156
4 郵便物の特別取扱い等	156
5 雇用の確保	156
6 公共料金の特例措置	157
7 災害公営住宅の建設	157
8 災害応急資金の融資	157
9 義援金の保管及び配分	157
10 被災者生活再建支援金の支給	158
11 介護保険における対応	158
第2節 生活関連施設の復旧計画	159
1 災害復旧事業	159
2 国の財政援助等	159
第3節 災害復興計画	161
1 復興まちづくり	161
2 特定大規模災害時の措置	161
第5章 東海地震に係る周辺地域 としての対応計画	
第1節 総則	165
1 はじめに	165
2 計画策定の趣旨	166
3 基本方針	166
4 今後の課題	167
第2節 東海地震関連情報	168
1 東海地震関連情報の発表	168
2 東海地震関連情報の伝達	168
第3節 東海地震注意情報発表時の対応措置	169
1 活動体制	169
2 応急対策	169
第4節 警戒宣言発令時の対応措置	172
1 活動体制	172

2	警戒宣言の伝達及び広報	173
3	災害警備	175
4	水防活動・消防活動	176
5	公共輸送	176
6	交通対策	177
7	上下水道、電気、ガス、通信等対策	178
8	学校・医療機関・社会福祉施設等対策	182
9	避難	183
10	救護救援・防疫・保健活動	184
11	その他の対策	184
第5節	住民等のとるべき措置	186
1	住民のとるべき措置	186
2	自主防災組織のとるべき措置	188
3	事業所のとるべき措置	189

第8節 応急医療

【計画の指針】

- 災害発生時には市救護本部及び学校救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、市救護本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、病院前救護所、学校救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となって行い、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸保健所
2 医療救護活動	保健医療部、病院1・2班、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、病院1・2班、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会

1 医療救護体制

災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、市救護本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

市救護本部では、被災地域内における医療機関や学校救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT^{*1}・JMAT^{*2}）及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は災害拠点病院等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸保健所は、連絡調整のため職員を派遣し、学校救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。（主に災害拠点病院、日本赤十字病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。）

※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

2 医療救護活動

(1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、健康福祉部長を本部長として、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、看護協会松戸支部及び健康福祉部の各責任者及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して活動を実施する。

市救護本部は、震度5強以上の場合又は市長の指示がある場合や市救護本部長（健康福祉部長）が必要と判断したときに設置できる。

〈市救護本部の構成等〉

設置場所	中央保健福祉センター
本部長	健康福祉部長
本部員	松戸市医師会長、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、災害医療コーディネーター
総合調整部	健康福祉政策課長、医師会（連絡調整担当）、災害時保健活動責任者（市保健師）、保健医療部員
医療救護情報部	地域医療課長、保健医療部員
診療部	(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市立総合医療センター医師、(公社)看護協会等
薬剤部	(一社)松戸市薬剤師会
保健衛生部	健康推進課長、保健医療部員（医療専門職含む）

〈市救護本部の各部の所掌業務〉

部 名	業 務
総合調整部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の補佐、資料作成等庶務全般 ・ 県医療対策本部、市の各対策本部、松戸保健所等との連携 ・ 医師会長、災害医療コーディネーター等と連携した医療・保健活動に関する企画立案、総合調整 ・ 従事職員の調整（食事、宿泊等の調整含む） ・ 外部からの応援人員（医療職団体等）の受援および業務コントロール
医療救護情報部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央保健福祉センターの開錠 ・ 医療機関の被害状況、稼動状況等の収集 ・ EMI Sの代行入力 ・ 病院前救護所、学校救護所の設営、連絡 ・ 流通備蓄医療資器材の運用 ・ 本部内必要物品、備品の調達
診療部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者の確保 ・ 医療救護班の編成、派遣
薬剤部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品等の調達
保健衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療部と連携して医療救護班員としての活動 ・ 避難所のアセスメント及び保健衛生対策支援 ・ 巡回健康相談、巡回保健指導（避難所、在宅） ・ 福祉1部、福祉2部と連携した要配慮者支援 ・ 感染症対策、衛生対策、健康管理全般

(2) 救護活動の調整

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び医師会長を中心に実施する。
 なお、災害医療コーディネーターは超急性期（72時間以内）の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

(3) 医療救護班の編成

市救護本部は、病院前救護所及び学校救護所を配置する場合、松戸市医師会、松戸歯科医師会及び松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員（看護師等及び事務職）等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、県災害医療本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

(4) 医療情報の収集

救護本部は松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、EMIS（広域災害救急医療情報システム）等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、EMISの代行入力を行う。

(5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の10病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。松戸市医師会、松戸市歯科医師会、松戸市薬剤師会の各会員（学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く）は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMAT、保健医療部職員により運営する。

(6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された松戸市医師会、松戸市歯科医師会、松戸市薬剤師会の各会員及び保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、軽症者の治療、重症者等の医療機関への搬送を行う。

医療救護班長に指定されている医師を中心に参集したスタッフで運営するが、不足する場合は避難者の中から医療関係者等を募って、体制を強化する。

(救護所での活動)

病院前救護所	学校救護所
① トリアージ	① トリアージ
② 軽症者の治療	② 軽症者の治療
③ 中等症、重症者に対する院内受け入れ又は搬送までの応急処置	③ 中等症・重症者に対する応急処置
④ 市救護本部、関係機関との連絡・調整	④ 受け入れ医療機関への搬送
	⑤ ボランティアの要請・調整
	⑥ 避難者等に対する健康相談

(7) 傷病者の搬送

中等症・重症者の病院前救護所までの搬送は救急車等による搬送が望ましいが、困難な状況においては、自主防災組織、町会・自治会及び事業所（自衛消防組織）などへ協力を呼びかけ、連携して対応する。

災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

学校救護所から病院前救護所への搬送は、救急車、公用車、応援車両等を原則とするが、多数の負傷者の搬送等は災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の分娩については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

市救護本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT・JMAT）を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

(11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には学校救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸保健所及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸保健所に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

3 被災者の健康管理

(1) 避難所の巡回医療

保健医療部は松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと、医療救護班を編成して、避難所で巡回医療を行う。

(2) 避難所の巡回健康相談・保健指導

保健医療部は被災者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談（こころのケア）、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による避難所の巡回健康相談を行う。

また、巡回時に避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて感染対策の強化等環境対策の見直しや巡回医療につなげる。

(3) 在宅避難者の健康相談・保健指導

保健医療部は在宅避難者の健康状態の確認及び健康相談を行う。在宅避難者の中には要配慮者もいるため、松戸保健所、福祉1部、福祉2部等と連携を図って実施する。

(4) 医療職の受援と差配

保健医療部は災害派遣医療地チーム（DMAT、JMAT）以外の医療職団体（看護協会、

理学療法士会等)や他自治体からの応援保健師等についても受援を行い、巡回医療や巡回相談を調整する。

(5) 医療情報の提供

治療可能な医療機関や薬局の情報、市が実施する予防接種や健康診断の再開情報、感染症の流行状況等について災害広報紙や電子媒体等を用いて住民に提供する。